

国立大学法人東北大学大学院工学研究科
インフラ・マネジメント研究センターと一般社団法人日本建設業
連合会東北支部との連携・協力に関する協定書

国立大学法人東北大学大学院工学研究科インフラ・マネジメント研究センター（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会東北支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密かつ組織的な連携・協力の推進・強化を図ることにより、甲が有する社会資本の維持管理や資源循環に関する研究成果及び諸データと、乙が有する社会資本の整備・維持管理に関する技術、防災対策について、包括的な連携のもと、相互に連携・協力し東北地方の社会資本整備・維持管理に係る研究開発の推進を図り、技術の伝承並びに人材育成、安心・安全の確保、防災機能の向上、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力を図るものとする。

- (1) 社会資本の維持管理に係る調査、研究開発
- (2) 社会資本の維持管理に係る技術、知見の共有
- (3) 社会資本の維持管理に係る研究者及び技術者の人材育成
- (4) 研修会及び講習会への人材派遣の相互協力
- (5) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

（研究の実施）

第3条 本協定に基づき共同研究等を実施する場合には、その都度書面による契約を締結する。

（研究成果の取扱い）

第4条 本協定に基づく活動から生じた研究成果についての公表にあたっては、特許権その他の知的財産権の確保に配慮するものとし、公表の時期及び方法等に関しては、案件毎に別途協議して決定する。

（知的財産の取扱）

第5条 本協定に基づく活動によって得られた知的財産権の取扱いについては、甲乙協議のうえ別途契約書等を締結して定めるものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき、相手方から秘密であるとして提供・開示を受けた技術及びその他の情報等（以下「秘密情報」という。）について、相手方の文書による事前の承諾なしに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2前項の規定は、次のいずれかに該当する情報には適用しない。

- (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していた情報
- (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示又は提供を受けた際、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
- (5) 秘密情報によることなく、独自に開発し又は取得した情報
- (6) 開示又は提供することにつき事前に相手方から書面による同意を得た情報

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別途定めるものとする。本協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

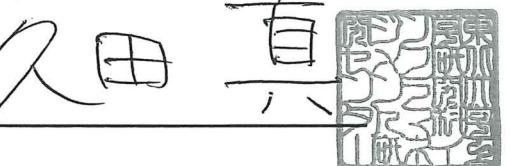
本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上各1通を保有する。

平成29年 12月 5日

（甲）宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6番11

国立大学法人東北大学大学院工学研究科

インフラ・マネジメント研究センター
センター長

久田直



（乙）宮城県仙台市青葉区本町2丁目2番3号

一般社団法人 日本建設業連合会 東北支部

支部長

伊藤昌昭

